

「郷族」をめぐる

— 厦門大學における共同研究會の報告 —

森 正 夫

はじめに

1 傅衣凌氏の「郷族」論

2 「郷族」についての討論

3 楊國楨氏の封建的土地所有論

4 農民の土地所有についての討論

5 福建・江西の抗租についての討論

むすびにかえて

はじめに

一九八三年四月から八四年一月に至る十箇月、私は日本學術振興會が中國教育部との協定にもとづいて派遣する長期研究員として、「中國明代土地制度の研究」を總括的テーマに、中國の復旦、厦門、武漢、南京及び北京の五大學で學んだ。この間、昆明市で開かれた第一回中國封建地主階級學術討論會への参加を認められたほか、上海の上海社會科學院歷史研究所、南京の南京博物院、北京の中國社會科學院歷史研究所、同經濟研究所、中國人民大學、北京師範大學

及び中國歷史博物館、天津市の南開大學など、上記五大學以外の學術機關をも訪問する機會を与えられた。こうした活動の概略については、別稿「中國歷史學界との十箇月」(『名古屋大學文學部研究論集』九二・史學三一。一九八五年)に記すところがあった。本稿はそのうち、厦門大學で過した八三年九月の一箇月間に、傅衣凌、楊國楨兩先生をはじめとする同大學歷史研究所及び同大學歷史系大學院の方がたで行なった共同研究會の情況を讀者にお伝えするためのものである。私の厦門入りまでの準備及び歸國後の整理は決して十分とはいえなかった。従って本稿も大變不備なものとなったが、今後日中の中國史研究者の席を同じくして行なう討論がより充實したものとなるための一參考資料として、また戦後私たちに多大の刺激を與えているこの大學の明清社會經濟史研究の現況報告として受けとめて下されば幸甚である。

傅衣凌、楊國楨兩先生と私とが、從來の相互の研究内容や當面の關心にもとづき、協議の上取決めた共同研究の總題目は「明清時代の地主的土地所有と農民の土地に關する諸權利の特徴」であり、三者が次のように報告乃至批評を分擔して、合計六回の研究會をもった。

一 地主的土地所有の特徴 (1) 中國の地主制經濟構造の彈力性的特質(楊國楨報告)、(2) 明清時代の地主佃戶制と荒政との關係(楊國楨批評)。二 農民の土地に關する諸權利 (1) 土地文書より見た農民の土地に關する諸權利(楊國楨報告)、(2) 明清時代のいわゆる「小民的土地所有」をめぐる若干の問題(森正夫報告)。三 土地所有と地域社會 (1) 明清社會の發展と停滯・明清土地所有制下の地主と農民——のち、「郷族」に關する若干の問題と改題(森正夫報告)、

(2)抗租闘争と地域社会(森正夫報告)、(3)清代地主制と社会・義倉(傅衣凌批評)。

本稿ではこれらの報告・批評・討論の中から、1 傅衣凌氏の中國封建社会論の特征的側面を形成する「郷族」概念、2 楊國楨氏の土地所有研究が新たな光をあてつつある農民の土地所有の存在形態、3 傅衣凌氏が多くの基本的資料を發掘した抗租闘争の擔い手の性格、以上の三點、とりわけ1に關連する部分を中心に紹介する。なお、論點を明確にするため、傅、楊兩氏の既發表の論著の内容にも觸れる。

本稿は、研究会の席上私が配布した計六篇のレジュメ、私のノート、厦門大學歴史系大學院生鄭振滿、鄭志章、徐曉望三氏が録音テープから作成した研究会の記録をもとにしている。傅衣凌、楊國楨兩先生の發言部分はとりわけ右の記録によるところが大きい。また記録の作成を企畫された傅衣凌、楊國楨先生はこれを自由に用いることを快諾された。もとより炎暑の九月に六回の研究会を開催すること自體が兩先生以下すべての關係者の御盡力に負っている。記して各位の御好意に厚く感謝したい。

1 傅衣凌氏の「郷族」論

かつて、一九六一年十一月、北京の三聯書店から傅衣凌氏の『明清農村社会經濟』が出版され、翌六二年、日本の私たちの手にもたらされたとき、本書を貪り讀んだ私は、本誌の二一巻二號とくに志願して稚拙な書評を掲載させていただいた。今日に至るまでずっと座右に置いてさまざまな啓發を受けてきた本書の敘述の中でとりわけ忘れ難いのは、號數を落しくみこまれたいくつかの長い

注である。

「福建では人びとが一族あい集まって居住していることが多い。家には必ず祠堂があり、祠堂には必ず土地が附屬している。そのほか郷族の共有する學田、寺廟田、茶田などもこかしこにある。そのためこれらの共有地は實に福建農村における土地所有の重要な一環をなしている」。これは初版一五五頁の注四の書き出しの一節である。同じく一七〇頁注四では「福建の農村で私たちはいつも「郷斗」、「郷租」、「郷科」などの呼稱を見出す」、と度量衡の地域的不統一性に注意を喚起しながら、土地所有權の移轉制限、耕作者の限定、水利の管理、墟市(市場)の管理、米穀など農産物の賣買の統制、義渡・義路といった商業路の設定など、農民生活の全面にわたる地域的規制が行なわれていることを指摘する。ここでは、これらの規制が、「表面的にはあたかも全郷の公議——氏族制の遺制であるところの方式によって決定されたもののようにでありながら」、「すでに變質をとげて封建勢力に奉仕している」とされる。二四頁の注一では、乾隆「上杭縣志」卷二・建置の條から、康熙四十六年(一七〇七)に開設された同縣の「新坊集場」について「この場所はただ貿易のためのみに用い、關係する(十二)族以外のものが店舗を建設することを許可しない」という一節が紹介され、「地方の豪族が氏族制の遺制を利用して商業上の權限を掌握し、自給自足經濟の崩壊を防止しようとした明證を見ることができる」と説明が行なわれている。傅衣凌氏は、こうして福建の農村における同族結合の強靱さとその地域社会に對する大きな影響力への注意を私たちにうながしたのであった。

傅衣凌氏は本書において、他にも、福建省永安縣黃歷郷という一

小村の明清兩代にわたる土地賣買契約文書十六通（一五五二年——一八六五年）をとりあげ、そこに見られる權利の移轉が、當事者本人の同一宗族との間のものでなければ、母方の親族との間のものであることを指摘している（二二—二四頁）。また、福建寧化縣留猪坑の「鄉民」である黃通が「鄉族の壓迫を憤り」、佃農を組織して反亂に立ち上った事態にも言及する（一七八—一八一頁）。同族結合がさまざまな場面で大きな役割を演じていることを示したのである。

傅衣凌氏のこうした同族結合のとりあげかたにはすでにいくつの特徴があった。その一つは、氏が同族結合を同族結合としてのみとらえるのではなく、同族結合が地域的な場でどのような役割を果たしていたかを重視し、この視角を示すものとして「鄉族」という語を使用していたことである。いま一つは、同族結合を氏族制の、あるいは氏族共同體の遺制（殘存物）であるとし、それが長いあいだ近代以前の中國社會、「中國封建社會」に對してどのような影響を及ぼし、どのような意義をもっていたかに強い關心を寄せていたことである。また一つは、氏が同族結合に言及するとき、それはつねに福建省のそれであり、福建の地方志や自らこの省の農村で收集した原文書がその資料となっていたことである。總じて言えば、傅衣凌氏は、本書で福建農村の地域社會における同族結合を、中國史の重要課題の一つとして、歴史學の方法によって解かれるべき課題として私たちの前に提出したのである。

しかしながら、實は、この時すでに傅衣凌氏は福建における同族結合の問題をより一般化し、「中國封建社會」の構造と發展のあり方に大きな影響を与えた「鄉族勢力」の問題として包括的に論じていた。『廈門大學學報』一九六一年第三期に發表された論文「鄉族

勢力の中國封建經濟に對する干渉——中國封建社會の長期停滯の一検討——」である。この頃『廈門大學學報』が一般的ルートによってわが國に將來されなかつたため、私たちがそれを手にとることができたのは、傅氏の『明清社會經濟史論文集』（人民出版社）が刊行された一九八二年であつた。この作品には、二十餘年後の今日に至る傅氏の「鄉族」に對する基本的な觀點がまとまつた形でつとに提出されている。

六一年當時、氏は、「中國封建社會」の長期停滯と資本主義萌芽の期間の長期性に關心を注ぐ中で、この社會の經濟史研究が、人類の社會發展の基本法則にもとづいて行なわれるべきであると考えていたが、同時に、相異つた國家、民族は相互に千差萬別の特徴をもつ故に、それらの差異にも注目して検討を行なう必要があることを強く感じていた。氏はこの認識をふまえ、中國の「封建社會」においては、長期間、「地主經濟を中心（的基盤）」とする「大一統一專制主義國家」が存立していたが、實は「この地主經濟が非常にきわだつた中國的特徴を帯びていた」ことに注意する。

特徴の第一は、政治權力を掌握し、かつ身分的特權をもつ領主階級のみが土地を所有していたヨーロッパの封建社會と異なり、中國では、身分的特權をもつ皇帝、貴族、官僚のみならず、封建的身分的特權と直接にはかわりをもたず、土地賣買、開墾、兼併などによって土地を取得した「土豪」的存在の封建的土地所有制に占める比重が少なくなつたことである。

第二は、封建的土地所有の擴大が、地域一郷ぐるみ、同族一族ぐるみの移動と結びついて展開したため、村落の中で、「鄉族關係」が人びとの結合の紐帶となり、一切を支配する絶對的な權力を具有す

るに至ったことである。傅衣凌氏は、中國の南方の開墾は「中原の民族」のいくたびかの南下によるものだとし、次のように述べている。「彼らは宗族・郷里の子弟たちを率いてみんなで移動した。(彼らは)當時の困難な交通條件の下で、相互扶助を強化し、血縁関係を強化した。加えて、新しい開墾地に定住した時には、生産に従事し、外來者の侵入を防ぐため軍事的組織の形がとられた。従って中國の聚落形態が塢、堡、屯、寨と名づけられている場合、濃厚な軍事的、戰鬪的性格を帯びないものはないのである。この屯堡のうち、あるものは一村一姓村落を、あるものは一村多姓村落を形成した。それらは非常に強固な自給自足の郷族組織を構成し、家族同産制あるいは郷族共有制などの形式で大量の土地を所有し、郷族の中の壓迫された農民を役役して耕作やその他の經濟活動に従事させた」。

第三は、以上の事情から、中國の地主階級が、一方で「暴力的な專制的政治體制と官僚機構」とを通じて農民を支配しながら、他方で「氏族制の遺制」である「郷族勢力」を利用して、「社會の階級矛盾及びその激化を緩和し、農民支配の實效をあげようとした」ことである。すなわち、地主階級は、一姓の祠堂、異姓同志による神廟、あるいは會、社などの目的別團體を連合して獨特の社會勢力を形成し、「封建的政治權力」を補完する手段としたのである。これらの祠堂、神廟は、社會、義倉などの物的條件を具えていただけでなく、自らの「非成文法」としての族規、郷例などをも保持していた。

傅氏は行論中で「中國の封建的郷族勢力の形成過程とその組織形態、及び關連する族産、族田、義倉、社倉などについては別文でこれを論ずる」としているが、その後、この點についての氏の專論は

管見の限りではない。従って、氏の「郷族勢力」に關する構想の全貌は必ずしも明示されていない。しかし、氏が中國地主經濟の第三の特徴として右に指摘するところから推測するならば、「郷族勢力」とは一つの地域社會を統合・支配している同族あるいは同族連合體を意味するものであろう。

さて、傅氏によれば「郷族勢力」は「郷村社會の經濟生活の全面にわたって干渉を加え」、「たんに中國經濟の前進を阻んだだけでなく、現代に至るまでずっと農民が革命を進める上での大きな阻害要因となっていた」。傅氏は、本論文では、この面に重點を置き、地方志を主體とし、『中國民事習慣大全』、氏自身の抗日戰爭中の見聞、土地改革參加の際の體驗、契約文書、碑刻、文集などから多くの事例を紹介している。その内容は基本的には『明清農村社會經濟』で福建について言及されたものと同じであるが、關係する地點は、福建の十五をはじめとして、臺灣一、湖南一、江西五、安徽四、廣東二、浙江二、江蘇一、山東一、山西三、甘肅一、陝西七と、十二省四十餘に達している。

二年後、一九六三年、傅衣凌氏は、論文「中國封建社會後期の經濟發展の若干の問題に關する考察」(『歷史研究』一九六三年第四期)で、資本主義の萌芽が順調に發展しなかった原因を、「中國の封建的經濟構造自身に即して」追究すべきであると問題を提起した。そして、氏は「中國の封建的支配階級が長期にわたる豊富な支配の經驗を積み重ねて『公』と『私』の二つの體系を形成」し、この兩體系が矛盾を孕みながらも相互に補完しあうことによって、「極めて完全にして牢固たる封建社會の經濟構造が編成された」ことの中にその回答を求めた。ここでは、「公」の體系は、毛澤東の

論文「湖南農民運動の調査報告」にいう「政權」に比定され、集權的專制國家の政治權力を指す。これに對して「私」の體系は、右の毛論文にいう「族權、神權、夫權」を統合したものであり、かつ「原始共同體と奴隸制の遺制」と密接な聯繫をなすものとされる。すなわち、傅氏は、「公」の體系と對をなす「私」の體系という概念を用いて、氏のいわゆる「郷族勢力」を、舊中國の經濟構造に大きい影響を與える社會體制の一環に組み入れようとしたのである。

さらにこの六三年論文で注目されるのは、「私」的體系の構成要素、あるいはその實現形態として次のようなおびただしい事象が列擧され、「郷族」あるいは「郷族勢力」という概念を創出するに至った氏の發想の根源が、改めて垣間見られることである。

一郷一姓制・一郷多姓制。五世同居による義門。義田・義倉・社倉・族田・學田・公堂。義渡・義集・義井・私集。私斗・私稅・私牙。家法・家規・族規。鄉例・鄉約・土俗。私諡・私祭。私兵・家兵。私刑。闔鄉公議・族黨鄉鄰の集會。親鄰の土地優先購買權、財産外部移轉防止の慣行。油茶保護のための茶會・看青會・棉花會。煙草・茶樹栽培の禁止に關する規定。水碓（水力利用の臼）使用の時間制限あるいは使用禁止の規定。

なお、傅氏は「私」の體系の強固さを示すものとして封建國家の支配に對する叛亂者が郷・族・家ぐるみで處刑されることに對しても鋭く注意を喚起している。

傅衣凌氏の「郷族」論は、このように六〇年代前半にましまつて提示された後、近年ふたたび同氏の關心を寄せるところとなつた。

一九七八年、氏は「明清社會の發展と遲滯を論ず」（『社會科學戰線』一九七八年第四期）の中で、自らの明清社會經濟史研究が「中

國社會の長期停滯と資本主義萌芽の問題を探究する」目的で開始されたことを想起しつつ、「なぜ明清以前は先進的であつた中國が、十五、六世紀以後、後進の中國に變貌したか」という問題を提出した。氏は、地主階級が「自然經濟を牢固として保存しようとした」ことの中に、主要な歴史的原因を見出す。氏はその證左として湖南の『新化縣志』の左の一節（道光刊本の風俗の項かと思われる）を擧げる。

「新化の風俗、禁條を嚴しくし、流品を別つ。村毎に路旁には皆差役の轎に乗り馬に坐するを嚴禁する碑有り。竊を窩うこと、私宰、強捉、聚賭を嚴禁する碑有り。牛馬羊家鷄鴨を私放して禾穀を踐食するを嚴禁する碑有り。強丐と惡乞、生面を容留すること、火無くして夜行することを嚴禁する碑有り。倡首して石路、木橋、瓦亭橋を捐建する碑有り。倡首して石路、坡路を捐修する碑有り。交叉路口に左、某處に往く」の碑を公立せる有り。墓山の遷葬を公禁し、墓山の伐樹を公禁する碑有り。義渡を公設し、義渡を贈わす碑有り。貧しきより嫁がせ生くして妻となるを禁する碑有り。凡そ風俗に關する者有らば、一一約束を申明す」。

傅氏はこれらの碑文の主題の中に、商業・運輸・交通の管理權の掌握、治安維持と農民運動の禁壓、勞働力移動の規制、農民經營の長期的安定の保證など、「自然經濟」の支配的地位を強固に保持しようとする地主階級の企圖を讀みとるのである。氏は、ここでも、地主階級が「郷族勢力」という姿をとることによって、はじめて右の企圖を地域的な場における共同慣行として固定化しえた點に注目する。氏は、その「郷族」概念のもつ地域的結合としての側面をこの興味ある記事の掘り起しによって改めて強調したのである。

一九八二年、京都大學人文科學研究所における集中講義「明清社會經濟變遷論」で、傅氏は「郷族」について概括性を帯びた發言を行なった。すなわち氏は、「中國封建社會」においては、マルクス主義の歴史理論の核心としての階級關係が、地主對農民の二大階級の對立として嚴存する一方、血縁と地縁とからなる「郷族結合」が地主階級と農民階級との間の緩衝地帯として存在し、階級關係を不明瞭にし、深刻な階級對立を温情脈脈たるヴェールで蔽ってきた、とした。氏は、あわせて階級對立の存在の認識をもっとも混亂させたのが擬制血縁關係であることを指摘した。さらに氏は「血縁」族から擴大して地縁「郷」にいたる結合は、中國の後期封建社會の中で非常に重要な地位を占めている。日本の學者はこれを共同體と呼んでいるが、私はこれを郷族勢力と名づけている」と述べた。なお、氏は、このとき同研究所に寄稿した論文「明清土地所有制下の地主と農民」(小野和子編『明清時代の政治と社會』。京都大學人文科學研究所。一九八三年三月)では、「郷族地主」に「非身分制的一般地主」という位置づけを與えている。

2 「郷族」についての發言

厦門大學での第五回研究會の席上、私は「郷族」に関する若干の問題」と題し、本稿で右にたどってきた傅衣凌氏の從來の研究成果をふまえて報告した。私はまず、日本における私たちの明清社會經濟史研究は、生産關係の理解について方法上の課題を多く残している上、生産關係が社會的レベルにおける血縁的・地縁的關係とどのように関連しているかについて十分に検討していない。換言すれば、生産關係とそれの基盤をなす社會的な場との関連の追究が未熟

である、と述べた。そして、この點からしても傅衣凌氏による「郷族」概念の提唱は非常に有意義であるが、また、この概念の内包する多面的な内容を把握することも容易ではないとし、三つの部分からなる多くの論點について氏の教えを乞うたのである。第一の部分では、氏の「郷族」概念をより平明に理解するために、私たちが日常用いている既成の用語に依據し、七項目にわたって私なりに氏の概念を整理し、その當否をおたずねした。第二の部分は氏の「郷族」に関する見解についての私の問題提起、第三の部分は若干の補足質問である。以下では紙幅の關係から、傅衣凌氏がむしろ重視されたかに見える第一の部分は割愛し、第二、第三の部分の要點のみを續けて列擧する。(一)内は同氏が發言とは別に簡潔にメモして示して下さったコメントである。

1° 郷族共同體について見出される顯著な地域的差異をどのように考えるか。日本人がかつて華北を對象として實施した農村慣行調査にもとづき、日本では、中國には共同體的關係はないという見解さえ出された。この點をどう考えるか。

2° 郷族共同體がもつ割據性、閉鎖性、排他性、濃厚な血縁性、自給自足的側面は、他の民族社會の封建的共同體についても見出される(傅氏——「同意する」)が、それでは中國の郷族共同體のもつ固有性はどこに求めるべきか。

3° 郷族共同體のもつ共同性の所以は、必ずしも當面の支配秩序維持への地主階級の要請のみからではない。直接に農業經營を擔い、所有者・保有者として土地に関する權利をもつ小生産者としての農民の經濟上、社會上の力量が暗黙裡に強かったからではないのか。たとえば「禾穀を踐食し、竹木筍蔬を盜砍することを禁ずる」

農村の慣習（前引『新化縣志』等）の中に傅氏は農民經營の長期的安定の保證としての意義を見出しているが、これは農民の側の潜在的要請から出てきたものではないのか（傅氏——「農民の要請については」農民鬭争との關連を考えるべきである）。

4° 中國における郷族共同體の形成・維持は、その他の民族社會の共同體に比べて、より強く支配階級の中の能動性、自覺性に依據してはいないか。同族の共同事業、共同法規、共同財産は既存の安定した社會制度として存在するのではなく、能動的・自發的な分子によって形成され、維持されるものではないか。

5° どの民族社會でも、支配階級が知識上、道德上の指導權を掌握して支配を行なっているが、中國の場合には儒教思想を中核とする支配階級としての士大夫層のこの面での指導性が強く、どのような僻村にも讀書人と私塾とがあり、科擧制度の基盤をも形成している。それらの影響力が郷族共同體の持續と密接に關連するものではないか（傅氏——「同意する」）。

6° ②郷族の理論上のモデル、あるいは圖式化されたモデル、⑤文獻・社會調査報告などの資料にもとづく、特定時期・特定地方における郷族の典型的な實例をそれぞれ示していただけないか。

7° 「郷族」、「郷族勢力」など一九六一年、六三年段階で傅衣凌氏の用いられた概念には共同體の意味が含まれているかどうか（傅氏——「含まれている」）。また一九八三年に傅氏が使用された「郷族地主」は「郷族中の地主階級」を指すのか（傅氏——「郷族地主は集團としての地主とみるべきである」）。

8° 傅氏は一九八三年に、「非身分制的一般地主が實質的に封建的土地所有制の主體」であるとし、郷族地主をこの一般地主の中に

位置づけられているが、もしそうならば、「貴族地主」とされる「官僚」や「下層紳士」は郷族と無縁となるが、そのように理解してよいか。

9° 明末の一史料中の「族」「黨」兩語の解釋（詳細略）

以上の私の側からの質問と問題提起を内容とする報告に對し、傅衣凌氏は、「基本的にその考え方に同意する」と述べられた上、すでに記した簡單なコメントに加えて、要旨次のように發言された。

ことなつた時代、ことなつた地區に於て、郷族共同體にはたしかにさまざまな差異がある。華北には、共同體の性質をもつ社會關係がないのではなく、そこにも郷族の變種は存在する。

私の郷族に對する研究は一九三〇年代から始まつた。當時はちょうど國民大革命の失敗の後にあたつており、中國及び外國の學者は、いずれも中國の社會構造から革命失敗の原因をさぐるうとしていた。一時さまざまな説がいろいろだれたが、その多くは、中國社會は謎であり、秦漢以來ずっと停滯してきたとするものであった。私は、當時、中國の歴史もまた法則的に發展してきたものであり、停滯的ではないと考へていた。しかし、なぜ中國は資本主義社會へと進まなかつたのか。その原因もまた中國封建社會自體の構造の中に求められねばならない。

私は世界史を學んだとき、各國の封建社會には、みな程度のちがいはあれ共同體が存在していたことを發見した（傅氏は共同體は日本での譯語であり、中國では「村社制度」と譯したとされた）。

一九三〇年前後、私は廣州の中山大學の『現代史學』という雜誌に「秦漢の豪族」という論文を發表し、秦王朝を打倒したのは農民の起義であるが、同時に、起義の指導者の多くは六國の舊貴族であ

り、宗族の力が非常に強大であつたことを認めなければならない、とした。宗族は中國歴史における大變重要な要素であり、とりわけ戦亂の時期には宗族が基本的な社會組織になる。

中國の封建地主階級は、たんに殘存してきた血縁關係を利用しただけでなく、さまざまな手段を利用して自己の社會勢力を擴大した。一九四〇年代に私は「^(補註)晚唐五代義兒考」を書いて、中國の宗族地主が「義」という觀念と關係を利用して自己の勢力と影響を擴充しようとしたことを明らかにした。のち、私はまた「唐代進士の分布と宰相の郷貫」なる論文を書き、以下の指摘を行なつた。唐代には、郷舉里選にもとづく九品中正制度は、科舉制度に移行してゐたが、進士の人数は地域を基準として分配されており、封建王朝はこの方法を用いて各地の地主階級のすぐれた分子を中央に集中させ、彼らを通じて各地域を支配し、中央集權的な大統一帝國を維持しようとした。また捐納制度を通じて地方で富と勢力をもつ地主と商人とを官僚體制の中にくみ入れた。

今しがた森氏は、郷紳の郷族中における地位と役割の問題に言及した。私は身分的特權の有無という差異にもとづいて郷紳を貴族地主の中に入れてはいるけれども、郷紳は郷族地主の政治的代表であると考えている。しかしながら、身分的特權をもたない郷族地主の農村における經濟的力量は、郷紳に比べ、往々にしてより強大であつた。

抗日戦争の時期に、私は福州から福建省内陸部の山間地帯に移住した。私は郷族と關係のある多くの現象を見出し、『民商事習慣調査録』などの資料における関連記事を連想して「郷族集團」という概念を形成し、また一九四六年に論文をまとめた。〔郷族集團の中

國封建經濟に對する干渉を論ず」福建省研究院『社會科學季刊』第二卷第三、四期を指す。解放後、いくたびかの改訂を加えて發表したとき、「郷族勢力」という概念の方がより妥當であると感じた。〔前掲の『厦門大學學報』一九六一年第三期論文を指す。〕

郷族には原始社會の氏族制度の遺制がなお保存されているけれども、それは階級社會の中で存在し發展したものである。それは地主と農民という對立する二大階級とともに包含しているけれども、その支配權は地主階級の手掌握せられている。〔郷族内部における〕この階級對立という實質を私たちは充分に認識しておかねばならない。

郷族の存在と發展は、地主土地所有制の發展と切りはなすことができない。郷族の公有あるいは共有する土地は、とりもなおさず階級矛盾が非常に深刻になつた宋元以後、階級矛盾を緩和するために地主階級によつて設置されたものである。それは表面上は公有であるが實際上は私有であり、私人地主が「郷族地主集團」という人を迷わせる形式を用いたのである。従つて土地改革の時期には、自分で勞働しない公堂（族產管理組織）の管理人は地主分子として階級區分された。

郷族の存在は中國封建社會の前進を妨げる非常に重要な要素の一つであつた。まずそれは階級の分化を阻み、地主と農民の間の階級對立の上に「同族」「同郷」という温情脈々たるヴェールをかぶせて、第二にそれは社會的分業の發展を阻害した。中國封建社會において大量に存在した「族工」（特定業種の手工業職人を一姓で獨占する）「族商」（同族ぐるみで商人集團を構成する）は小生産者の獨立、分化を不可能にさせたのである。

以上の傅氏の發言に續く討論の中で、楊國楨氏は、「郷族」は血縁關係と地縁關係の結合であるが、いわゆる「郷」はある種の利害關係によって組織された地域共同體であり、必ずしも行政區畫とは一致せず、具體的な時期、地域、情況によって大小の別がある、と述べた。私は、第一回研究會の席上、同族の事業でもあり、財産でもある義倉、社倉、義田、義莊などが宋代以後に叢生することからすれば、この時期以後、楊氏の所謂「郷族共同體」の性格には大きな變化が起り、いわば本源的なものをから派生的なものへと變化するのではないかと述べていた。この私の見解に對し、楊氏はここで自らの考えを對置し、いわゆる「本源的」とはただ原始社會の氏族のみについていい、階級社會において殘存する共同體はすべて派生的な、「人爲的に」再生されたものである、とされた。ちなみに、傅衣凌氏は、先述のように、宋元以後の「郷族」に大きな變化が見られること自體については肯定されている。

3 楊國楨氏の封建的土地所有論

傅衣凌氏の「郷族」論やその一環としての非身分制的な土地所有についての指摘を受けとめ、舊中國における土地所有の追究ととりくんでいるのが、厦門大學で同氏に學んだ楊國楨氏である。

一九六三年、厦門大學歴史系と福建省歴史學會とは、福建省南平縣の南平階級闘争展覽館で數千通の契約文書を抄録した。のち一九七四年、厦門大學歴史系は同省北部の建甌、邵武などの縣で三千餘通の契約文書を収集した。楊國楨氏は一九七九年、これら土地賣買及び租佃契約を主體とする契約文書の整理を行なつて典型的な事例を抽出し、一九八二年、厦門大學歴史研究所中國經濟史研究室を母

體として創刊された雑誌『中國社會經濟史研究』一九八二年第一、二、三期に連續して「清代閩北土地文書選編」(一)(二)(三)を發表した。氏はこれに先立ち『中國史研究』一九八一年第一期に「試論清代閩北民間的土地賣買——清代閩北土地賣買文書分析」を發表し、一九八三年には「清代浙江租佃契約一瞥」(『中國社會經濟史研究』一九八三年第三期)を公表した。文化大革命以前に、傅衣凌氏が『明清農村社會經濟』(前掲)の中で行なつて以來、舊中國の農村社會で民間の一般的な土地所有者が交した土地賣買契約及び租佃契約文書に對する系統的な資料紹介と文書に對する社會經濟史的分析はほとんどなく、楊氏の一連の勞作のもつ意義は非常に大きい。しかも同氏は、こうした作業をふまえながら、舊中國の土地所有、氏のいう「中國の封建的土地所有」全體の特質についての大膽な理論的見解を發表した。一九八二年十月、廣州で開かれた「中國封建社會經濟構造學術討論會」に提出した論文「中國の封建的所有權と地主制經濟構造の特質」である。この論文について私は最近その全文の翻譯と解題を行なった(『歴史の理論と教育』六一號。名古屋歴史科學研究會)が、この解題文をも援用しながら、そこに見られる氏の「郷族」概念の普遍化への試みを紹介しておきたい。第一は、楊氏がマルクス主義の古典に獨自の検討を加え、西歐、オリエント、中國を通ずる封建的土地所有の一般的性格として、共同所有と個人的所有との結合をあげるとともに、中國固有の史實への氏の認識をもふまえ、中國の「封建社會」には、「大共同體」としての國家と「小共同體」としての郷族とが存在していたとする點である。氏によれば、秦漢以降、清朝に至る集權的專制國家は「階級對立の上に樹立されたものであり、地主階級の利益を代表している」

が、同時に、全國的規模における一大共同體としての側面をもつ。「中國封建社會」には終始地縁と血縁の結合した郷族共同體が存在した」と氏自ら述べているように、氏は傅衣凌氏の「郷族」概念を基本的に繼承しているが、氏の場合にはそれを明確に「共同體」と規定した點に特徴がある。

第二は、これに關連して「郷族所有」という新概念が創出されていることである。楊氏は上述した古典についての理解をふまえ、「中國封建社會」における土地所有は、國家所有、郷族所有の二形態からなる共同體所有と、地主所有及び自作農所有の二形態からなる「私人所有」——氏は個人所有乃至私的所有をこの語で表現している——とによって構成されるとしている。こうしたいわば複合的な土地所有形態の一環をなすものとして「郷族所有」をあげているのである。氏によれば、これらのうち、「私人所有」の二形態が共同體所有の二形態に對して主導的な地位を占め、「私人所有」の中では地主所有がヘゲモニーをもつ。しかしながら、氏においては、地主所有は、つねに他の所有形態との密接な關連のもとにとらえられている。たとえば、中國の地主所有は必ずしも西歐の領主的所有のように安定的に身分的特權と結合していないため、地主所有と同じく「私人所有」に屬する自作農所有とのあいだには相互轉換がつねに起る。また、地主所有はまた、自作農所有とともに「私人所有」に屬するが故に、國家所有、郷族所有という二つの共同體所有の制約を受ける。楊氏は、他方で、この二つの共同體所有が、地主・自作農の「私人所有」によって逆に規制され、その抵抗を受ける點にも注目している。このように相互に關連する土地所有形態の中で「郷族所有」はどのように位置づけられているであらうか。

共同所有としての「郷族所有」概念の内容は、現段階では必ずしも十分に整理されているとはいえないが、關連する楊氏の言及には二つの側面がある。一つは「郷族共同體」の内部において「私人所有」が存在していたことを確認するものである。氏は「郷族共同體」の内部には、内外の學者の研究成果が示すように、個人の活動と個人の土地財産に對する支配が存在しており、また私人の所有權があった」という。いま一つは、「郷族共同體」による「私人所有」への規制についてのものである。「私人の土地に關する權利は郷族共同體の制限と支配とを受けていた。これは、私人による土地の繼承、讓渡、賣買のとき最も明確に表現される。……往々にして郷族の同意が得られないならば、私人がその土地を處分することは困難であった。……それは郷族共同體が私人の領有する土地に對してある程度の所有權を持っていることによって、始めてもたらされるものである」と氏はいう。厦門大學での研究會に参加した歴史系の大學院生たちは、ある夜の雜談の中で、楊氏の中國の封建的土地所有權に對する考え方を「權利の束」という語で表現していた。楊氏における「郷族所有」も、當然、族田、祠田、義田などの一般的な同族共有地を含むはずであるが、以上述べてきたように、主要には「私人所有」と絡みあいながら存在するところの、「郷族共同體」の土地に對する權利を指すようである。

氏は本論文で、さらに、對立する性格をもちながらも相互に共存し癒着し、ゴムひものように伸縮・消長をくりかえす三對の現象、(1)土地(所有權)の相對的運動性と相對的安定性、(2)商品經濟と自然經濟、(3)經濟的先進地域と後進地域の存在を通じて、「中國の封建的經濟構造の彈力的特質」を説く。また土地所有權と身分制との

相對的分離を再生産させる要因としての「階級構成の半身分制的性格」にも注目する。いずれも傅衣凌氏の見解をいわば理論化し、「郷族共同体」、「郷族所有」存立の條件を示した興味深い見解であるがここでは詳しくは觸れない。

以上のように、楊國楨氏は、封建的所有の一般的性格を共同体所有と個人所有との結合に求めることから出發して、所有主體として「國家共同体」、「郷族共同体」及び「私人」——地主・自作農——を、所有形態として「國家所有」、「郷族所有」及び「私人所有」——地主所有・自作農所有を設定した。こうして「中國封建社會」の經濟的社會的構造の中に傅衣凌氏の「郷族」を位置づけ、この概念に體系的理解を與えようとしたのである。その個々の論點に立ち入って検討できないのは残念であるが、私が強い印象を受けたのは、氏による理論的一般化への努力以上に、氏の土地所有の分析を通じて示された、舊中國における社會構造の多元性、複合性に對する氏の切實な關心である。また、氏のこうした關心の根底には、舊中國固有の私的所有、すなわち氏のいわゆる「私人所有」の廣汎な展開への深刻な認識があるように思われてならない。

4 農民の土地所有についての發言

冒頭に記したように、厦門大學での共同研究會の總題目、三つの副題目、七つの具體的検討項目のいずれもが土地所有に關するものであった。本稿ではそれとからんで討論の場でのいま一つの柱となつた「郷族」論にかなりの比重を置いたため、土地所有自體については十分に紙幅が割けなくなった。しかし、第四回研究會における私の報告、「明清時代のいわゆる『小民的土地所有』」についての若

千の問題」に對して行なわれた傅衣凌、楊國楨兩氏の發言はぜひ記録しておきたい。

私の報告は、わが國における宋代以降の地主制に關する研究の中で、自作農は、大勢としては「分解の起點」としての過渡的存在であると規定され、それ故、自作農自體に對する積極的な學問的規定はなされず、自作農が土地改革に至るまで遂に分解されきれなかつた問題の検討も放置されていることへの反省を行なつたものであった。私は、結論的には、自作農の所有を中心として、自作農兼佃農、佃農兼自作農など、一定の土地を所有しつつ自らの勞働力に依據して農業經營の主體となつている農民の土地所有を、明清時代について、かりに「小民的土地所有」という概念で總括した。そして、この時代を経過してもなおこうした勤勞的土地所有が廣汎に展開・維持され、土地所有の有無ではなく、その多少によつて農村社會が階層的に編成されていたことへの留意を呼びかけたのである。明清時代についての一九七二年以降の私の知見に加え、復旦大學で筆寫と閱覽を許された一九五二年十二月刊『江蘇省農村調查』所收の「蘇南農村各階層佔有土地情況」という統計で、長江下流南岸デルタの中農・貧農の土地所有面積が全體の五〇・五％に達していることも、この報告への手がかりとなつた。ちなみに、私は、明清時代の資料上で地域社會において身分の特權をもたぬ社會層の呼稱として用いられている「小民」という語を使つたが、この點についてはなお検討の餘地があると考えている。

楊國楨氏は私の報告に寄せて次のように發言した。

土地契約の面から見ると、自作農の「分解不完全」の現象はたしかにかなり明白である。明清時代の土地賣買の形式は非常に複雑で

あり、「活賣」（買戻し權つき賣却）、「絶賣」（完全賣却）、「找（ソウ）貼（チヤウ）」（追加代金の請求）、「回贖（カイシヨク）」（買戻し）など幾多の種類がある。一見しただけでは往々にしてそのはらむ意義を理解できないが、實際には深い經濟的原因がある。たとえば「活賣」は、土地所有者が所有權を賣り渡さず、幾年かを経てもなお土地を買い戻すことが可能なるものである。「找」も「貼」もまた同様であり、土地はすでに賣却しているのだが、元の所有者と土地との關係は決して斷ちきられず、買い主にはいぜんとして經濟的補償を要求する權利が保持されている。

このように「賣」たけれども「所有權は」失なわれない」という現象は、農民の自己の土地所有權を保全しようとする願望が非常に強烈であり、現實にもまた非常に頑強な保全作用が（農村の地域社會の場で）働らいていたことを示している。あるときには賣買雙方の關係が百餘年にわたって繼續することもあり、いくたびもの「找」「貼」の請求をくりかえしたのち、ようやく「元の所有者が」土地所有權を完全に賣り渡すのである。

土地賣買の規模から見れば、一つの契約で取決められる成約額はふつうはいずれも大きくない。このことは一面では賣買の當事者の中のかんりの部分が小土地所有者であることを反映している。他面ではまた、農民が土地に對する未練を抱きつけ、土地を賣りにだすときには、いつでもできるかぎり細分化しておいたことを表わしている。このことから當時の小農の分化は必然的に綿綿と斷ちきれずに持續する長期の過程となる。

明清時代の「小民的土地所有」のいま一つの表現形式は土地所有權（自體）の分化である。すなわち、永佃權と一田兩主制である。

現在見ることでできる土地契約文書のうち、土地所有權の分化を反映しているものはかなりの量に上る。

永佃權は租佃關係の中から發展してきたものである。佃農は土地に對して單に使用權をもつのみであり、所有權はもっていない。しかしながらこの使用權が永久的な性質をもっていることによって、佃農の經營の自主權が保護され、地主の地代收奪が制限される。これは佃農の土地に對する重要な權利である。

一田兩主は一片の土地の上に、同時に二人のあい異なった所有者がならび立つことである。この際佃農はたんに地主の土地を永久に使用するだけでなく、この使用權を典賣、讓渡し、さらには小作に出しさえる。このためそれはすでに土地に對する所有權となっている。このような佃農は、實際上自作農兼佃農である。明清時代の土地賣買契約の少なからざる部分は（一田兩主制にもとづき）「田底」と「田面」、「田骨」と「田皮」、「大租」と「小租」とを別々に賣買する契約であるが、これは「小民的土地所有」の地主的太土地所有制に對する一種の侵蝕である。

しかしながら、土地所有權の分化という形でできた「小民的土地所有」はやはりつつがなく順調に發展をとげることができず、つねに再度封建的土地所有制の軌道にくみ入れられ、換骨奪胎されて「一田兩租」（一枚の田に二重の小作料）となった。明清以後の各地の「二地主」（又貸し地主）は、土地所有權の分化という基礎の上で封建地代の收奪に従事する存在である。このような中間搾取型「地主」を「小民」あるいは「勤勞的」土地所有者とみなすことができないのは當然である。ここにも明清時代の農民の小所有經濟の發展の困難さが反映されているのである。

傅衣凌氏もまた以下の意見を述べた。

森氏の提出した「小民的土地所有」の問題は、歴史的社會的に根據のあるものである。明清時代の土地賣買がすこぶる頻繁であつたため、社會の各階層にはいずれも土地を所有する可能性があつた。

私も少なからざる農民が「農に力めて家を起し」、上昇して地主となつた事例を見出している。そのほかいくつかの特定の社會的、政治的要因も「小農的土地所有」の發展を促進した。郷族關係、婚姻關係、科擧制度、農民戰爭などがそれである。しかしながら「小民的土地所有」の發展は非常に不安定であつた。なぜなら、地主階級、とりわけ身分的地主の土地集積は「小民」に比べて有利であり、土地は不斷に地主の手に集中した。これは中國の地主制經濟の發展の必然的歸結であつた。明清時代には多くの農民がなお自らの小規模の土地を保持していたが、純粹の自作農は非常に少なくなつた。彼らの多數は小作に出たり、雇工となつたり、副業を經營して生計を立てた。明清時代の「經營地主」の發展も順調ではなく、多くが再び舊式の地主に戻るか破産してしまつた。歐洲では、農奴制崩壞以後の小農―「小民」の經濟は資本主義萌芽の成長の土臺となり、近代資本主義農業の先驅となつたが、中國では小農の土地所有の發展には大きな阻止力が働き、このため農業における資本主義の萌芽は遅々として發展しなかつた。

傅、楊兩氏が改めて指摘された「小民的土地所有」の不安定性の問題は、この形態をとる土地所有における時代を超えた持續的側面と變化する側面との區別と連關の問題とともに、今後も追求されねばならない。

5 福建・江西の抗租についての發言

第六回研究會では、私が傅衣凌氏の『明清農村社會經濟』に學んで行なっている、十七世紀福建・江西省境地區及び福建沿海地區における抗租反亂の研究上の問題點について、私自ら報告し、同氏の見解を求めた。さらに毛澤東『興國調查』を足がかりに私の試みた、十八―二十世紀の江西省における社會・義倉の研究について、同氏の批評をいただいた。報告ではまず、これらの研究に従事した一九七三年から七八年にかけての私の研究上の關心は、1 十七世紀福建・江西省境地區的抗租反亂の傳統がどのように二〇世紀のこの地區的農民革命に繼承されたか、2 近代以前の江西南部の農村社會の構造が二〇世紀の土地革命の時期までどのように保存され、この革命にどのように影響を與えたか、の二點にあつたことを述べ、今回は右の1とかかわるいくつかの問題を提出したい、とした。報告の要旨は以下のごとくである。

十七世紀の抗租反亂の傳統の繼承の問題には二つの側面がある。第一は十七世紀の抗租反亂の影響がずっと福建・江西省境地區的農村に残されてきたことであり、第二は、「郷族勢力」及び「郷族」の掌握する農村の社會經濟構造も同時に保存されてきたことである。

第二の側面をとりあげるのは、抗租の主要な擔い手はもとより佃戸であるが、抗租を指導し、組織したのは往々にして佃戸以外の階級に屬するからである。この問題は「郷族」を基盤とする地域社會の構造及びその中の佃戸の地位と密接な關連があると思われる。この地區的抗租と地域社會との關連には三つの型がある。第一は、地域社會内部の既存の支配勢力と佃農との結合である。たとえば、寧

化縣の抗租反亂に際しては「郷」や「里」を單位として「社黨」が競い立ち、「土豪」「郷豪」が反亂を指導しており、このうち、最高指導者の黃通の家は、もとは「在城の巨族」に屬していた。ちなみに沿海地區泉州府の抗租反亂においても「郷の質厚き者」と反亂集團との連攜の可能性が見出されるほか、反亂集團を地域社會の年齒秩序が支えていた形跡がある。第二は、縣境を越えた移住民の組織である客綱や縣外から來た指導者など地域社會以外の勢力と地域社會内部の佃農との結合であり、石城縣、瑞金縣など江西側の諸縣に特徴的である。第三は、當該地方の外部から來て地方官衙の下級職員や官憲の組織した自衛組織の擔い手となっていたものと佃農との結合であり、瑞金縣の抗租反亂や十五世紀の鄧茂七の亂に見られる。これらの三つの型のほか、泉州府同安縣の抗租を指導したのが無賴の遊民であったことは、鄧茂七を無賴とする資料があることとあわせて注目すべきである。總じて、以上の特徴的事例は、佃農の小生産者としての獨立性は高いが、地域社會の構成員として自己の要求を自ら表現し、自らの手で實現する上では、彼らはなおも困難な課題を負っていたことを示すものではないか。

私は、このような理解が正しいかどうかについて忌憚のない批判を求めた。傅衣凌氏は極めて平直に次のように述べた。

土地革命と歴史上の抗租闘争の傳統とは關連がある。江西南部・福建西部が土地革命の中心となる上で歴史的に遺されてきた農民闘争の傳統は有利な要素の一つであった。しかしながら抗租闘争自体は「土地革命」と何ら直接の關連をもたない。二〇世紀前半、中國の農村にはどこにもみな農民階級と地主階級との矛盾が存在しており、どこにもみな土地革命を展開する社會的基礎があった。その中

で江西南部・福建西部は中國共產黨の指導する解放勢力が戰術上の理由でやむなく移動した地域だったということができよう。

農民起義の指導者の出身は複雑なものであるが、その行動が農民の利益を代表するものでありさえすれば、私たちは彼が農民起義の指導者であることを承認する。「唯成分論」（出身規定論）をとることはできない。

地主が農民起義に参加するには二つの場合がある。一つは野心からであり、一つは情勢に迫られてである。黃通は、元來、在城の巨族（縣城に本據を置く規模の大きい同族）であり、ある大族と闘争する際に、大衆の支持をかちとるべく、進み出て抗租闘争を指導したのである。

鄧茂七の出身は、資料の上では「無賴」であったとか、墟（定期市）の長になったとか、總甲であったとかいわれている。「無賴」は地主・文人が、法律を遵守しない人に對して付與する通稱である。この類の人物の職業は往々にして固定していないが、多くの場合、一定の組織・指導の能力があり、農村社會の中ではしばしばオルガナイザーの役割を果たす。

農民起義はまた往々にして郷族勢力と關係を生ずる。抗租抗糧においてはなかなかそうである。なぜなら、この種の闘争は最初は多くの場合、自然發生的、分散的であり、もともと簡便な方法は、族人・郷隣の支援を獲得することである。このような郷族勢力との聯繫は農民起義の不徹底性の原因の一つである。

楊國楨氏も抗租の擔い手である佃戸の存在形態について、「たとえ佃戸であってもその階級的人格は複雑である。ある場合には、田面主（田面權の所有者）であり、そして田面主の中には二地主（又

貸し地主」がありうる。また客民の中のあるものは「移住先での」客籍の地主としては佃戸であるが、故郷では地主である」と注意を促した。

つづいて傅衣凌氏は「郷族」論と関連させながら、拙稿「十八—二〇世紀の江西省農村における社倉・義倉についての一考察」(『東洋史研究』三三卷四號)を批評した。同氏は森の十八・十九・二〇世紀の資料を用いて各時期を比較する研究方法に關心を示したあと、次のように述べた。

森氏の論點に基本的に賛成する。社倉・義倉は封建政府がその支配力を強めるためにとった措置であり、森氏が江西新城縣の義倉という典型を通じて明かにしたように、單に郷紳を利用しただけでなく、加えて身分的特權をもたぬ農民をも利用してその事業に参加させている。そのことによって官僚支配の足りない點を補い、農民起義の爆發を規制しようとしたのである。江西南部と福建西部では十六世紀以來、持續的に農民闘争が發展してきた。封建政府はそれを重視せざるを得ず、國家權力を運用するほか、さらに「郷族勢力」を利用した。それ故、社倉・義倉の存在と發展は「郷族勢力」と不可分の關係にある。森氏の一文はすでにこの點を念頭に置いてゐる。

むすびにかえて

六回にわたる共同研究會を通じてのたしかな成果は、私の側で直接に傅衣凌、楊國楨兩氏の見解を學んだことにあったのではないかと思われる。紙幅の制限を大幅に超えているが、以下兩氏の「郷族」に關する見解を中心に若干の所感を附記し、結びに代えたい。

廈門大學での研究會に参加して痛感したことは、傅衣凌氏から若い大學院生に至るまで、當地の明清社會經濟史研究にたずさわる人びとにとって、「郷族」はいわば自明の前提となつてゐることであつた。これに反し、中國の他の地區の研究者や日本の學界では、とくにわが國では、近年同族に對する學問的關心が急速に高まりつつあるものの、「郷族」という用語や概念はまだ一般化してゐないように見える。廈門大學の内と外でのこうした對照的な情況は、一方では、中國の國內においても、日中兩國間においても學問の相互交流がまだまだ不足しているという事情を示しているとともに、他方では、「郷族」概念の理論的深化や「郷族」を正面からとりあげた實證的な個別研究が今必要となつてゐることを物語つてゐる。楊國楨氏が先述の作業の中で、「郷族共同體」や「郷族所有」という概念を設定したのは、廈門大學の側ですでにこのための新たな努力が開始されていることを示しているが、私たちの側でも、この大學における既往の「郷族」論の特徴を改めて確認しておかねばならないであらう。

周知のように、舊中國においては、なかならず、福建、江西、廣東などの華南諸省や内陸部の農村においては、同族結合の地域の社會關係における比重が大きかつた。「郷族」は學問上の用語や概念の問題である前に、廈門大學の少なからぬ人びとにとっては、自ら現實の生活の中で體驗してきたところの、生きてゐる社會關係であり、そのことが「郷族」への研究上の關心を支えている。潛在中の語らいはそのことをも教えてくれた。これがその一つである。

「郷族」論にはまた戦後日本の明清社會經濟史研究や従來の同族研究において缺如しがちであつた視角が内包されてゐることもその

一つである。たとえば「郷族」そのものが血縁と地縁の複合した社會關係として、社會的な場として設定されている。また、中央ではなくて地方が、官僚制・行政機構に直接かかわる領域ではなくて民間ともいふべき領域が、身分的特権をもつ社會層ではなくて身分的特権をもたぬ社會層が重視され、従つて支配・指導階級としては土豪的存在が注目されている。さらに、戦亂をはじめ、特別な情況下で展開される移住、開墾、堡寨の形成などの活動に關心が注がれている。加えて義集、義渡、義井など、地域の共同利害にかかわるさまざまな自發的な事業にも周到な觀察が行なわれている。「郷族」論のもつこうした視角によって、從來の明清社會經濟史研究がとらえきれていなかった歴史事象の新たな意味や事物の隠されていた相互關係が明るみに出されつつある。

「郷族」論を生みだした問題意識も確認しておかねばならない。「郷族」論には、中國では資本主義が長い期間萌芽のままにとどまったとし、その原因を中國社會の内部構造とその内在的展開の特質の中から把握しようとする志向が貫かれている。すなわち傅衣凌氏が一九三〇年代から解放後の今日に至るまで持續的にかかげてきた問題意識である。自國の現實的課題ととりくむ中國人としての主體的な關心が氏らの「郷族」についての粘り強い探究の根底にある。

このような、「郷族」論をめぐる、今後傅衣凌氏らと引き續き討論を行なうべき大きな問題の一つは、「郷族」における共同性のよつて来る所以ではないかと思われる。傅、楊兩氏のこれについての見解を端的な表現で示せば、地主階級が彼らと農民階級との階級矛盾を隱蔽するため、原始社會の氏族共同體の遺制を利用して組織したのが「郷族」であり、「郷族」を律する原理としてかかげたのが

ポーズとしての共同性だということになる。この見解は「郷族」の果たしてきた客觀的役割への厳しい批判の所産であるが、共同性にはそれを要請した固有の基盤があるはずであり、また遺制の利用という魅力ある説明も、各時代において遺制を繼承し、再生産させてきた具體的な根據を示すことによってじめて説得力をもつであろう。「郷族」概念をより明確にするためにも、特定の時代の具體的な事例に即して共同性存續の契機を探究することはできないであらうか。楊國楨氏は、地主及び自作農の土地所有を一括して「私人所有」という概念を設定するとともに、自作農に代表される農民の土地所有への執着を明清期の文書の分析を通じて明らかにしている。「私人所有」は土地をより多く集積した地主とそれを喪失していく農民との對抗關係の成立基盤であると同時に、ともに土地所有者である地主と農民とを共同の場に立たせる基盤でもある。一方、傅衣凌氏は、行論でも見てきたとおり、移住、開墾といった場面をはじめ、共同性を見みだすさまざまな具體的事情をすでにくりかえし、詳しく提示している。このように、傅、楊兩氏のお仕事自體の中にも、問題を解く手がかりが内包されているように思われる。

「郷族」における血縁と地縁の複合のあり方も明らかにされねばならない大きな問題である。日本では、近年、上田信氏がまさにこの問題を提起して專論を發表し、同族結合に關して、田仲一成、片山剛、檀上寛、中村哲夫、西川喜久子らの諸氏によって個別的な實證研究が行なわれ、小林義廣氏による研究史の整理、瀬川昌久氏による民族學の分野での研究も發表された。これら諸氏の研究は、いずれもこの複合の構造を考える上でそれぞれに示唆的である。中國では葉顯恩氏、徐揚傑氏、留學中國面識を得た柯昌基氏（南充師範學

院)、王思治氏(人民大學)が同族への關心にもとづく作品を公表されている。⁽⁵⁾これらの研究と厦門大學での「郷族」研究とのあいだで交流が進めば、右の問題の解決に資するところがあるだけでなく、「郷族」をめぐる本稿で言及してきたその他の諸問題にとっても有用であらう。

私にとって、「郷族」論が多くを語りかけてくるのは、年來「地域社會」という未熟な概念にこだわってきたからでもあるが、何よりも、それが、すでに觸れてきたように、今日の關心をふまえた中國社會論としての性格をもっているからである。「郷族」という概念は、なお普遍性を獲得するにいたってはいないけれども、この語に託された固有の社會關係を把握する努力は、日本で中國史を學ぶ私たちにとても必要であるように思われる。

註

- (1) 上田信「地域の履歷——浙江省奉化縣忠義郷——」(『社會經濟史學』四九・二。一九八三年)。
- (2) 田仲一成「十五・六世紀を中心とする江南地方劇の變質について」(一)(二)(『東洋文化研究所紀要』六〇・六三・六五。一九七三年・七四年・七五年)。全『中國祭祀演劇研究』第二篇「祭祀演劇の展開」(東洋文化研究所。一九八一年)。片山剛「清末廣東省珠江デルタの圖甲表とそれをめぐる諸問題——稅糧・戶籍・同族——」(『史學雜誌』九一・四。一九八二年)。全『清代廣東省珠江デルタの圖甲制について——稅糧・戶籍・同族——』(『東洋學報』六三・三・四。一九八二年)。檀上寛「義門鄭氏と元末の社會」(『東洋學報』六三・三・四。一九八二年)。中村哲夫『近代中國社會史研究序說』

(法律文化社。一九八四年)。西川喜久子『順德北門羅氏族譜』考」(『北陸史學』三二・三三。一九八三、八四年)。

(3) 小林義廣「宋代史研究における宗族と鄉村社會の視角」(『名古屋大學東洋史研究報告』八。一九八二年)。

(4) 瀬川昌久「村のかたち——華南村落の特色」(『民族學研究』四七一。一九八二年)。

(5) 葉顯恩『明清徽州農村社會與佃僕制』(安徽人民出版社。一九八三年)。徐揚傑「宋明以來的封建家族制度述論」(『中國社會科學』一九八〇・四)。柯昌基「論宗法公社」(首次「中國封建地主階級研究」學術討論會——一九八三年十月・昆明市——提出論文)。王思治「宗族制度淺論」(『清史論叢』四。一九八二年)。

補註

傅衣凌氏は『厦門大學學報』哲學社會科學版一九八一年増刊・史學專號に「晚唐五代義兒考——中國封建社會結構試論之一」を發表された。その文末に、「一九四六年初稿、一九八〇年修改稿」とある。